

第九十八号議案

江戸川区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月十四日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十月江戸川区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「同法第二十条の四第一項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例による改正後の江戸川区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を適用する。

(説明)

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正に伴い、定年前再任用短時間勤務制が導入されるため、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。